

四日市市告示第 520 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	伊坂広永線	伊坂町字八右工門垣内954-4 広永町字川原1397	7.3	216.4	区域を変更する 延長を変更する No.1
		伊坂町字八右工門垣内954-4 広永町字川原1411-5	3.7~9.8 3.7~9.8	1631.1 1847.5	